

# 24歳以下の方を 養育している皆さんへ

申請期限  
令和5年 3月17日(金)まで

## 子育て世帯臨時特別給付金を 支給します！

県が、食費などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」を支給することを受け、町では、対象者を拡大して「東浦町子育て世帯臨時特別給付金」を支給します。なお、児童手当受給者の所得制限などの要件は設けません。

### ●対象者

申請  
不要

- ①町の令和4年9月分の児童手当受給者  
(特例給付含む)
- ②令和4年9月分の公務員の児童手当受給者
- ③ ①②に該当しない方で、平成19年4月2日～令和5年2月28日に出生した児童を養育する方で、申請日時時点で町内に住所を有する方
- ④平成16年4月2日～平成19年4月1日に出生した高校生等を養育する方で、申請日時時点で町内に住所を有する方
- ⑤平成10年4月2日～平成16年4月1日に出生し、学生証などを持つ方を養育する方で、申請日時時点で町内に住所を有する方\*  
\*ただし、子が地方税法上の扶養親族となっている場合

申請  
必要

- 支給金額 子ども1人あたり2万円  
※愛知県子育て世帯臨時特別給付金を含む

- 申請不要の方の振込日 12月26日(月)

- 申請受付開始日 12月26日(月)

### ●必要書類

- (1)申請書(児童課で配布または町ホームページからダウンロード)
- (2)児童手当を受給していることが分かる書類(②のみ)
- (3)学生証の写しや通塾証明書など(⑤のみ)
- (4)戸籍謄本(④⑤のうち、子の住所が町外にある方)  
※必要な方は、その他町長が必要と認める書類

### ●申請方法

郵送(当日必着)または直接問い合わせ先へ

- 問い合わせ 児童課 内線145

☎〒470-2192(住所不要)



## 自立した生活を支援します！

障がい福祉サービス…障害者総合支援法に基づき、できるだけ地域で自立した生活が送れるように支援します。



- 主なサービス 詳細は、町ホームページへ

サービス名	内容	例
介護給付	生活上または療養上に必要な介護	居宅介護、同行援護、生活介護、短期入所など
訓練等給付	リハビリテーションや、就労につながる支援	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助など
地域生活支援事業	地域生活を円滑に送るための事業	移動支援事業、日中一時支援、日常生活用具の給付、意思疎通支援など
地域相談支援	地域で生活するための支援	計画相談支援、地域移行支援など
障がい児通所支援	生活能力向上のために必要な訓練などの支援	児童発達支援、放課後等デイサービスなど

12月3日～9日は

## 障 害 者 週 間

### ●費用

費用のうち原則1割が自己負担  
※所得の状況により月額上限額の設定あり

### ●その他

- ・難病など、対象疾病(厚生労働省が定める疾病)による障がいがある方は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障がい福祉サービスの受給が可能です。
- ・サービス利用前の申請や審査など手続き、対象となる疾病などの詳細は問い合わせ先へ

- 申請・問い合わせ 障がい支援課 内線162